

税 金

1 国税に関する控除・非課税・・・所得税に関する控除

所得税を計算する際、所得から差し引かれる所得控除には次のような控除があります。
控除とは、税を計算するとき一定の条件に該当することで所得から差し引かれる金額のことをいいます。

(1) 障害者控除

本人、控除対象となる配偶者又は扶養親族が次の表に掲げる障がい者の場合は、障害者控除として一定額が控除されます。

(障害の程度に対する控除区分及び控除額)

納税義務者（申告者）、同一生計配偶者又は扶養親族が該当する障がい程度により、控除額が決まります。

障害程度 控除区分	所得控除額	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	1級	2級	3級
特別障害者控除	400,000円	○	○					○		○		
障害者控除	270,000円			○	○	○	○		○		○	○

(2) 特別障がい者が同居している場合（同居特別障害者控除）

同居の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当する場合、特別障害者控除額に35万円が加算されます。

同居特別障害者控除の要件	所得控除額
特別障がい者が同居の配偶者又は扶養親族の場合	750,000円 (40万円+35万円)

(3) 医療費控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合、本人の所得及び医療費の支払金額等により、医療費控除として一定額が控除されます。

医療費控除は次の算式で計算された額となります。

$$\left(\boxed{\text{支払った医療費}} - \boxed{\text{保険金、損害賠償金等で補てんされた金額}} \right) - \boxed{\text{「10万円」と「総所得金額等の5\%」のいずれか少ない金額}} = \boxed{\text{医療費控除額 (最高200万円)}}$$

対象となる医療費の範囲は、病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない額とされています。

例えば、次のような費用は医療費控除の対象になります。

- ア 医師に支払った診療費や治療費
- イ 治療又は療養に必要な医薬品の購入費
- ウ 病院、診療所（指定介護老人福祉施設を含む）へ支払った入院費や入所費
- エ 治療と一体的に提供される在宅介護サービスの介護人に要する費用
(医師の発行した証明書を提出又は提示することが必要)
- オ 人工肛門、人工膀胱造設者が使用する、治療に必要なストマ用装具費
(医師の発行した証明書を提出又は提示することが必要)
- カ 傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又は傷病について医師による治療を継続して行う必要がありおむつの使用が必要と認められた者のおむつ購入費
(医師の発行した「おむつ使用証明書」を提出又は提示することが必要)

※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について

平成29年分の申告から、健康維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その年中に支払った購入費の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(8,000円を限度)を所得金額から控除できるとされました。

なお、従来の医療費控除との選択制となっているため、併用はできません。

この特例を受けられる人は、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行っている人とされていますが、この一定の取組は、具体的には次の取組とされています。

- ・健康診査（保険事業や健康増進事業として行われる人間ドックなど）
- ・予防接種（インフルエンザの予防接種など）
- ・事業主健診
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づき行われる特定健康診査又は同法第24条の規定に基づき行われる特定保健指導（いわゆるメタボ健診など）
- ・がん検診（市町村が健康増進事業として行う乳がん、子宮がん検診など）

また、申告には、その年中の一定の取組に関する事項及びスイッチOTC医薬品購入費を明細にまとめ、添付する必要があります。

【相談窓口】 ◆熱海税務署（電話0557-81-3515）
熱海市上宿町14-15

(4) 少額預金、少額公債の利子非課税制度（障害者マル優）

身体障害者手帳の交付を受けている方等が、一定の手続により預け入れられた少額預金及び少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を上限として、その利子が非課税になります。

- ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- イ 障がい事由とする公的年金を受給している方
- ウ 障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過措置福祉手当を受給している方

【相談窓口】 ◆銀行等 ◆証券会社 ◆郵便局

(5) 相続税に関する障害者控除

相続人が障がい者である場合、相続税を計算する際、次の区分に応じて一定額が税額から控除されます。

区分	障害程度	税額控除額	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	1級	2級	3級	
相続人が障がい者	20万円×(85歳に達するまでの年数)		○	○						○		○		
	10万円×(85歳に達するまでの年数)				○	○	○	○		○			○	○

【相談窓口】 ◆熱海税務署（電話0557-81-3515）
熱海市上宿町14-15

(6) 贈与税の非課税

特定障がい者（特別障がい者又は特別障がい者以外で精神に障がいのある方）を受益者とし信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合に、信託受益権の価格のうち特別障がい者は6,000万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者は3,000万円まで贈与税の課税額に算入されません。

【相談窓口】 ◆熱海税務署（電話0557-81-3515）
熱海市上宿町14-15

2 地方税に関する控除・非課税・・・市県民税（住民税）に関する控除

市県民税（住民税）を計算する際、所得から差し引かれる所得控除には次のような控除があります。

(1) 障害者控除

本人、控除対象となる配偶者又は扶養親族が次の表に掲げる障がい者の場合は、障害者控除として一定額が控除されます。

（障害の程度に対する控除区分及び控除額）

納税義務者（申告者）、同一生計配偶者又は扶養親族が該当する障害程度により、控除額が決まります。

障害程度 控除区分	所得控除額	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	1級	2級	3級
特別障害者 控除	300,000円	○	○					○		○		
障害者控除	260,000円			○	○	○	○		○		○	○

※障がい者本人の合計所得が135万円以下の場合、市県民税は非課税となります。

(2) 特別障がい者が同居している場合（同居特別障害者控除）

同居の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当する場合、特別障害者控除額に23万円が加算されます。

同居特別障害者控除の要件	所得控除額
特別障がい者が同居の 配偶者又は扶養親族の場合	530,000円 (30万円+23万円)

【相談窓口】 ◆市役所 課税課市民税係（電話32-1271）
（又は給与所得者の場合、勤務先の給与担当）

(3) 事業税の非課税

両眼の視力を喪失した方又は両眼の矯正視力が0.06以下の視覚障がい者が、あん摩、マッサージ、鍼灸等の個人事業を営む場合は、個人事業税が非課税となります。

【相談窓口】 ◆熱海財務事務所 課税課（電話82-9086）
熱海市水口町13-15

(4) 自動車税・軽自動車税（環境性能割）、自動車税・軽自動車税（種別割）の減免
身体に障がいがある方の生業又は通院・通学等にもっぱら使用する自動車等にかかる
自動車税・軽自動車税（環境性能割）、自動車税・軽自動車税（種別割）が減免されます。
減免の対象となる自動車及び対象者は次のとおりです。

ア 対象となる自動車

身体等に障がいのある方本人が取得し、所有する自動車である車両1台

※所有者及び使用者が障害手帳所持者名義の車両が対象です。

ただし、知的又は精神に障がいのある方、18歳未満の身体等に障がいのある方の場合は、生計を一にする者（住民票上、同一世帯の者）が取得し、所有する自動車を含む。

イ 対象となる者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、次の表の範囲にあてはまる方

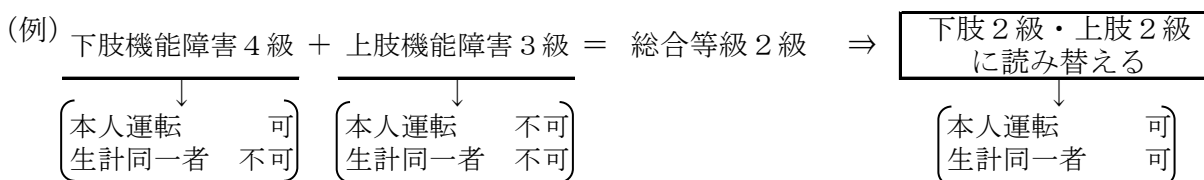
なお、身体等に障がいのある方以外の方が運転する場合は、生計同一証明書（住民票上、同一世帯ではないが生計を同一にしていることの証明書）又は常時介護証明書（単身の障がい者又は障がい者のみで構成されている世帯の障がい者のために週3日以上かつ1年以上継続的に運転している人が対象）が必要となります。

減免対象となる障害の範囲

手帳の種類及び障害区分等		身体等に障がいのある方 本人が運転する場合	生計同一者又は常時 介護者が運転する場合	
身体障害者手帳	視覚障害	1級 ～ 「4級の1」		
	聴覚障害	2級 ・ 3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声機能障害	3級（喉頭摘出に限る）	×	
	上肢機能障害	1級 ～ 2級		
	下肢機能障害	1級 ～ 6級	1級 ～ 3級	
	体幹機能障害	1級～3級、5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢	1級 ～ 2級	
		移動	1級 ～ 6級	1級 ～ 3級
	心臓・腎臓・呼吸器・ 小腸・ぼうこう又は直 腸機能障害	1級 及び 3級		
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	1級 ～ 3級		
	肝臓機能障害	1級 ～ 3級		
	療育手帳	障害程度が「重度（A）」		
精神障害者保健福祉手帳	1級			
戦傷病者手帳	詳細は財務事務所又は市役所課税課にお問い合わせください。			

◎ 総合等級判定による読み替えについて

身体障害者手帳の交付を受けている方本人の運転であれば減免対象となるが、生計同一者等の運転では減免対象外となる「下肢機能障害4～6級、体幹機能障害5級、脳原性移動4～6級」に該当する場合、重複して障がいのある方については、「下肢機能障害4～6級、体幹機能障害5級、脳原性移動4～6級」を総合等級に読み替えて「生計同一者等での運転による減免」の判定とします。



【相談窓口】 自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）
 ◆熱海財務事務所 課税課（電話82-9061）
 熱海市水口町13-15
 軽自動車税（種別割）
 ◆市役所 課税課（電話32-1274）
 ※自動車を変更した場合、再度手続きが必要です。

【生計同一（常時介護）証明書に関する相談窓口】

（身体又は療育手帳所持者）◆市役所 社会福祉課（電話32-1532・1533）
 （精神障害者保健福祉手帳所持者）
 軽自動車 ◆市役所 社会福祉課（電話32-1532）
 普通自動車◆熱海健康福祉センター（電話82-9121）熱海市水口町13-15